

公共建設発生土受入地の募集について

神奈川県

[埋立（盛土）事業候補地の募集]

- 県では、県や市町村の工事から発生する「公共建設発生土」を受け入れて、有効に利用していただけの方を募集しています。
- 有効利用の方法としましては、窪地の埋立てや低地のかさ上げなどが考えられます。
- 募集条件に合う土地をお持ちで、応募をご検討される方は、下記問合せ先までご相談ください。

■ 募集条件

- 次の地域に土地をお持ちの方が応募できます。
（隣接する複数の土地所有者が共同で応募することもできます。）
 - ① 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
 - ② 厚木市、愛川町、清川村
 - ③ 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
 - ④ 相模原市
 - ⑤ 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
 - ⑥ 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
- 次のような土地を求めています。
 - ▽ 埋立（盛土）土量が10万立方メートル以上になること。
（目安 1万平方メートル×高さ10メートル）
 - ▽ 大型ダンプトラック（10トン車）で土砂の搬入ができること。
 - ▽ 関係法令等に適合する見込みがあること。
（都市計画法、森林法、農地法、盛土規制法、県土地利用調整条例など）

■ 問合せ先

- 募集する地域ごとの問合せ先は下記のとおりです。

全般 技術管理課	
建設リサイクルグループ	045-285-3203
① 平塚土木事務所	
河川砂防第一課	0463-45-3150
② 厚木土木事務所	
河川砂防課	046-223-1710
③ 厚木土木事務所東部センター	
河川砂防課	0467-79-2849
④ 厚木土木事務所津久井治水センター	
工務課	042-784-1111
⑤ 県西土木事務所	
河川砂防第一課	0465-83-5111
⑥ 県西土木事務所小田原土木センター	
河川砂防第一課	0465-34-4141

■ 募集の趣旨

- 県では、公共建設発生土の発生抑制や再利用の促進に努めていますが、やむを得ず処理しなければならない場合は、あらかじめ受入地を指定して処理しています。
- 県や市町村が公共建設発生土を処理するに当たり、指定できる受入地が不足している地域では、遠方の受入地を指定しなければなりません。
- そこで県では、受入地が不足している地域で埋立て（盛土）をお考えの方の土地を募集し、埋立（盛土）事業を実施することによって土砂の再利用の促進を図っていきます。

■ 事業の概要

- 応募された土地について、土地の条件、事業の採算性、土地の形状や所在地の状況などについて調査を行い、埋立て（盛土）に適した土地と判断すれば埋立（盛土）事業地として採用します。
- 採用できる土地が多数ある場合は、その中から最適な土地を選定します。
- 埋立（盛土）事業地は、県（（公財）神奈川県都市整備技術センター）が借り受け、埋立（盛土）事業を行い、完了後お返しします。

※ 採用されない場合もあります。

ご注意：開発行為となる埋立（盛土）事業の場合には、原則として自然公園区域、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、歴史的風土保存区域、保安林又は保安施設地区、農用地区域（農地造成以外の場合）、鳥獣保護区内特別保護地区、史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域を含むことができません。